【環境関係】

昨年５月、第六次環境基本計画が閣議決定された。同計画では、「現在及び将来の国民一人ひとりの Well-being、生活の質、経済厚生の向上」等を目的とし、脱炭素、循環経済、自然再興等の施策の統合・シナジー等の政策展開を行う旨規定されている。

国においては、同計画についてあらゆる機会を通じて広く国民への普及に努め、地方公共団体と緊密な連携の下、各種施策を展開すること。

１　総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行について

（１）「第５次循環型社会形成推進基本計画」等に基づく諸施策の充実

昨年８月、「第５次循環型社会形成推進基本計画」が、～循環経済を国家戦略に～の副題のもと、閣議決定された。本計画では、気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、地方創生の実現にも資するサーキュラーエコノミーへの移行を前面に打ち出すとともに、循環経済への移行を進めるに当たって大前提となる廃棄物の適正処理について、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から厳然として不可欠であるとされている。また、昨年 12 月には「サーキュラーエコノミーへの移行加速化パッケージ」が取りまとめられ、新たな資源循環の環を構築する具体的な施策が示された。

循環型社会の形成に向けて、国、都道府県、市町村等が役割分担の下、施策に取り組むことが必要であり、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

（２）不適正ヤード対策

再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物について、資源の国内循環を促進していくため、本年２月に設置した中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度小委員会（以下「廃棄物処理制度小委員会」という。）における議論も踏まえ、不適正ヤードにおいて火災等の生活環境保全上の支障が発生しないように屋外保管及び処分に関する基準を設けるとともに、悪質な事業者への抑止力の確保のため、厳罰を科すことができるよう、新たな法整備を行うこと。

なお、法整備を行う際は、地域の実情に応じて既に制度を設けている地方公共団体の独自施策を踏まえた内容となるよう十分に配慮すること。

（３）ＰＣＢ廃棄物の期限内処理

ＰＣＢ廃棄物の処理については、廃棄物処理制度小委員会での議論も踏まえ、安全性を確保するとともに、期限内処理に向けて以下のとおり実効性のある処理促進策を実施すること。

ア　高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理事業については、地元の理解と協力の下に成り立っていることを踏まえ、地元自治体の負担に配慮し、一日も早く完了できるよう、政府は一丸となって取り組むこと。

イ　「ＰＣＢ廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に係る事務の執行及び高濃度ＰＣＢ廃棄物等の適正処理に係る指導等に必要な経費について、確実に財政措置を講ずること。

ウ　中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点的広域処理施設閉鎖後に発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物への対応について、安全かつ確実に処理できる体制を速やかに整備すること。また、新たに発見された高濃度ＰＣＢ廃棄物を処分する際には、事業者に対する処分費用等の支援措置を維持すること。さらに、高濃度ＰＣＢ廃棄物の処理に係る行政代執行に要した費用の徴収が困難となる場合が想定されることから、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援を確実に講ずること。

エ　低濃度ＰＣＢ廃棄物について、その処理が効率的かつ合理的に進むよう、自治体の指導等に要する経費について確実に財政措置を講ずるとともに、実態把握の促進及び処理体制の充実・多様化を図ること。また、期限内の処理を確実に行うことができるよう、調査・処理費用等に対する事業者への助成については、必要な予算を十分に確保すること。さらに、低濃度ＰＣＢ廃棄物についても、高濃度ＰＣＢ廃棄物と同様に行政代執行制度の対象とする場合は、代執行を行う自治体に財政負担が生じることのないよう、処理費用だけでなく、代執行及びその後の求償事務に係る人件費も含めた財政的支援を講ずること。

オ　低濃度ＰＣＢ使用製品が処分期間の終了後に廃棄物となる場合を見据え、トレーサビリティ確保に向けた仕組み（使用製品の実態を把握するための全国統一的なシステム等）を構築するなど、確実な処理につながる体制を整備すること。

また、ＰＣＢ含有が不明なもの、とりわけ、保管事業者が不明・不存在となっている機器等についても計画的に処理が行われるよう国において早急に検討を行うこと。

カ　微量ＰＣＢの混入の可能性を否定できない安定器が報告されていることから、実態把握を早急に行うとともに、処理方針を示すこと。

キ　ＰＣＢ廃棄物の早期かつ適正な処理の必要性に関して、マスメディア等を活用した積極的な広報・啓発を継続的に行うこと。

（４）災害廃棄物処理体制の構築

大規模な災害の発生に備えるため、廃棄物処理制度小委員会での議論や令和６年能登半島地震等における対応も踏まえ、都道府県を越えた広域処理体制の構築等を国が中心となって積極的に進めること。

（５）大規模不法投棄等への対応

近年の行政機関、事業者等の取組により、産業廃棄物の大規模な不法投棄等の不適正処理案件の新規発生はピーク時と比較すると減少傾向にあるものの、根絶には程遠い状況であり、依然として都道府県等が支障除去において多額の費用と労力を負担している現状にある。

このため、産業廃棄物適正処理推進センターに置かれた基金については、令和５年６月に取りまとめられた「支障除去等に対する支援のあり方検討会中間とりまとめ」を踏まえ、現行制度の改善も含め都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築するとともに、必要額を確保すること。

また、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が令和４年度末で失効したことを受け、同法に基づく環境大臣の同意を得た事業につい

ては令和５年度から特定支障除去等維持事業として５年間を上限とする財政支援が開始されているが、生活環境保全上の支障又はそのおそれがない状態を継続させるために都道府県等が実施する事業に対し、継続的な国の財政支援を実施すること。

さらに、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

（６）違反に対する罰則の強化

産業廃棄物処理基準に違反する行為のうち、特に悪質な行為を行った者に対する直罰規定を設けること。

また、改善命令に違反した者に対しても、十分な抑止力となるよう、罰則規定を強化すること。

（７）ごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の更新（循環型社会形成推進交付金の確保・拡充）

平成９年以降のダイオキシン類対策のために、市町村、一部事務組合及び広域連合において、一時期に集中して整備・改修されたごみ焼却施設等の廃棄物処理施設の老朽化が進み、全国的に更新時期を迎えている状況にある。循環型社会形成推進交付金について、国の令和４年度までの予算規模が約 1,000 億円で推移していた状況から令和５年度に約１．５倍に増加したところであるが、令和７年度以降も中期的に市町村等の要望額の更なる増加が見込まれており、交付金の予算が大幅に不足することが想定される。

交付金の予算不足は、市町村等の廃棄物処理施設の整備計画を遅らせるだけでなく、地域の適正なごみ処理に支障を来すおそれがあることから、市町村等の要望額どおり交付されるよう、確実な予算措置を講じること。

（８）国民への普及啓発、生産者への働きかけなど３Ｒの推進

廃棄物の適正な処理に向けて廃棄ルール等に関する必要な情報を周知するなど、広く国民に対して、「３Ｒ＋Renewable」の普及を図ること。

また、拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、生産者に対しより一層の取組を働きかけるとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入すること。

（９）太陽光パネルリサイクルの推進

太陽光パネルについては、国が強力に太陽光発電の普及拡大を推進した結果として、発電事業終了後のメガソーラー等の発電設備の放置や不法投棄等が懸念されている。電気設備の保安は国の責任であることから、本年３月になされた中央環境審議会の意見具申を踏まえ、発電事業終了後における使用済パネルの適正処理に向けた法整備を早期に行うこと。また、その法整備に当たっては、発電事業終了後から撤去までの期間においても国が事業者を指導監督する制度とするとともに、廃棄物処理法に基づく代執行ではなく、適正な解体・撤去が行われるようにすること。さらに、マニフェストの発行が太陽光パネルのリユースの妨げにならないよう特に留意するとともに、リユースに対してインセンティブを付与すること。

万が一、太陽光発電設備が放置され、緊急的な対処が必要になった場合においても地方公共団体が費用等を負担することがないよう、原状回復時の代執行の体制整備とそのための資金確保を図るとともに、リサイクル事業者の育成の推進、リサイクル技術開発、処理ルートの整備への支援を行うこと。また、ペロブスカイト太陽電池等の次世代太陽電池については、適切なリサイクルが行われるよう技術開発の支援を行うこと。

(10) プラスチックリサイクルの推進

昨年 12 月、プラスチック汚染対策条約の合意が見送られたところであるが、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に貢献する取組を世界の先頭に立って推進していく観点からも、プラスチックごみの削減につながる取組、再生可能資源への転換をより一層進めるとともに、使用済プラスチック等の省CO_2リサイクルシステムを早急に構築すること。なお、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応に伴い、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村への支援の充実や、自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

また、使用済プラスチックを再原料化することで、廃棄物の削減と化石燃料使用の低減により多くのCO_2排出削減が実現できるケミカルリサイクルは、循環経済において大きな役割を果たすことが期待されることから、事業者の技術開発支援や分別・回収を行う市町村への財政援助等の体制づくりを進めるとともに、資源有効利用促進法に基づく識別表示制度の対象拡大や、材質記号のより分かりやすい表示に向け、ガイドライン等の見直しを行うこと。

(11) 食品リサイクル、電気電子機器廃棄物、小型家電リサイクルの推進

本年３月に策定された「食品リサイクル法に基づく基本方針」において新たな削減目標が設定されたが、目標達成のためには食品関連事業者による取組の推進とともに、消費者の理解や取組が鍵となることから、国民に向けた分かりやすい普及啓発などに取り組むこと。

また、電気電子機器廃棄物 (E-waste) について、我が国の優れた再資源化技術・設備の活用など資源効率性の向上に取り組むとともに、３Ｒ推進や地方公共団体への支援の充実に努めること。

さらに、小型家電リサイクル法が目指す「都市鉱山」の更なる開拓に向けて、認定事業者から回収を受託した宅配業者が「ネットワーク内の協力会社へ再委託」できる仕組みを構築するほか、宅配業者の参入を促進するため、当該宅配便のネットワークにおいて適正処理が担保される等の一定の要件を満たすときは、認定事業者の作成書類の簡略化、宅配業者の表示義務の免除、再委託時の認定事業者からの承諾を不要とするなど、宅配便の広域ネットワークを活用した回収・処理を進展させるための仕組みづくりを行うこと。なお、仕組みづくりに当たっては、離島等の条件不利地域が不利益を被らないよう配慮すること。

(12) 再資源化事業等高度化法の適正な施行

本年２月に「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」が一部施行され、再資源化事業等の高度化に係る計画の認定を受けた事業者に対して、廃棄物処理法の特例が適用されることを踏まえ、当該事業者等に対して都道府県が改善命令、措置命令等を行う事態となることのないよう、国において立入検査などにより十分な指導を行うこと。

また、特定産業廃棄物処分業者からの国への報告内容については、地域の資源循環を促進する上で貴重なデータであるため、都道府県に対し詳細なデータを提供すること。

２　海洋ごみ対策等の推進について

（１）海洋ごみ対策

海洋ごみ対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、最終的な処理責任の所在が国であることを明確にした上で、海岸漂着物等（漂流・海底ごみも含む）の回収・処理ルールを確立すること。

その上で、海岸漂着物等の回収・処理及び普及啓発等の発生抑制対策への支援制度については、十分な予算を確保するとともに、地方公共団体が大量の漂着物を処理した場合も含め、国の全額負担による恒久的な財政支援制度に改善すること。

また、プラスチックごみ等の陸域から海洋への流出防止のため、河川ごみの回収・処理を支援する新たな制度を創設すること。

なお、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっても、海岸漂着物等の回収・処理等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講ずること。

さらに、世界的にも問題となっている海洋環境におけるマイクロプラスチック（微細なプラスチック）を含むプラスチックごみについては、生態系に及ぼす影響が懸念されることから、その実態解明と発生抑制対策を早急に講ずること。

（２）放置艇対策

適切な場所に係留・保管されていないプレジャーボートを中心とした放置艇及び不要となったが適切に処分されない沈廃船が、荒天時の転覆や油の流出を引き起こし、問題を更に深刻化させることが懸念されるため、船舶の保管場所確保を義務付ける制度や船舶購入時に所有者があらかじめリサイクル料金を負担する廃船デポジット制度の創設など、環境整備に係る仕組みを早急に構築し、実効性の高い放置艇対策を推進すること。

３　生物多様性保全対策等の推進について

（１）生物多様性の保全等

生物多様性条約第 15 回締約国会議（ＣＯＰ15）で採択された新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」及びこれを踏まえて策定された「生物多様性国家戦略 2023-2030」に掲げられた取組を進めるため、各地域においても国と連携・協働して総合的な対策が推進できるよう、生物多様性地域戦略の改定及びそれに基づく生物調査並びに「30by30」目標の達成に向けた取組等に地方交付税措置を含めた必要な支援を行うこと。

特に、本年４月に施行された「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」に基づく自然共生サイトの認定等を推進するため地方公共団体が行う取組に対し、必要な支援を行うとともに、マッチングなどを通じて地域における民間企業等の生物多様性保全の取組を促進すること。

また、生物多様性の危機が続く中で、施策立案の基礎となる科学的基盤の強化及びデータの標準化やオープンデータ化による利便性の向上を図るとともに、生物多様性の価値の定量評価手法を確立するなど地方公共団体における政策や民間企業の意思決定に活用できる仕組みを国として整備すること。そのほか、種の保存や生態系の保全に関する十分な財政措置を含めた支援を進めること。

さらに、多様な主体による取組が積極的になされるよう、国民や事業者に向けた効果的な広報・啓発活動や継続的な取組に繋がる制度創設を行うこと。

（２）特定外来生物対策

攻撃性が強く、人体にとって危険な生物であるヒアリをはじめとした特定外来生物の海外から国内への侵入を確実に阻止するとともに、国内への定着防止を図ること。特に、定着国等からの貨物により侵入する可能性が高いことから、海外での貨物輸出時における防除が徹底されるよう関係国､関係者に働きかけること。

また、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の改正に伴い、都道府県や市町村等の役割が規定されたため、防除の判断基準や効果的な防除方法を明確に示すこと。

さらに、地方公共団体が講じる特定外来生物による生態系等に係る被害の防止のための措置等に対し、十分な財政措置を講ずるとともに、防除対象種の繁殖期や生態を踏まえ、地方公共団体が効果的・効率的な防除を実施できるよう国の交付金事務の迅速化及び柔軟な運用を図ること。

（３）野生鳥獣対策

野生鳥獣による高山植物の食害等の自然生態系への影響や市街地に出没することによる人身被害も発生していること、また、昨年４月にクマ類が指定管理鳥獣に追加されたことを踏まえ、指定管理鳥獣対策事業交付金や特別交付税措置を一層拡充するとともに､年度の変わり目に事業が途切れることのない交付金の運用、生活被害・人身被害の防止及びその対応に不可欠な人材の確保・育成並びに体制の維持への支援、生息実態調査への支援、狩猟等の安全対策の強化など、なお一層の鳥獣対策の充実・強化を図ること。特に、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の施行に当たっては、本年７月８日に公表された「緊急銃猟ガイドライン」の運用について周知・徹底を図るなど、事前準備や安全面の確保を含めた緊急時の現場対応が円滑に実施できるよう支援すること。また、国立公園や国有林、防衛省施設用地などにおいては、都道府県の鳥獣管理施策と一体的に進めること。

（４）国立・国定公園の受入れ環境の上質化、自然公園の施設整備等

関係人口の創出や地域の暮らしの再建の観点からも、国、都道府県及び市町村や民間事業者等関係者が一体となって国内外からの誘客を更に推進していく必要がある。そのため、景観を著しく損ねている廃屋の撤去や電線類の地中化をより一層促進し、美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光の推進を図るため、国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業等のハード事業や国立公園における感動体験・アドベンチャートラベル創出事業等のソフト事業において、対象に国定公園を加え、長距離自然歩道等のロングトレイルとの連携を強化するなど、受入れ環境の上質化に向けた対策を推進すること。

また、自然公園については、その豊かな自然や景観等が地域の重要な観光資源であることに加え、2030 年の 30by30 達成に向けて、今後自然公園の新規指定や大規模拡張が進められ、これまで以上に施設整備が必要となることなどから、地

方公共団体が行う自然公園の施設整備に対し、自然環境整備交付金の充実など積極的な財政支援を行うこと。加えて、自然災害の激甚化・頻発化により、利用施設等の被害が増加していることから、既存施設の防災・減災対策や新規施設の整備等にも積極的に財政支援を行うこと。

さらに、官民連携の取組を一層加速し、自然公園の積極的な活用を進めるため、先進事例の共有や技術的な助言などにより都道府県の取組を支援すること。

４　有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）対策の推進について

有機フッ素化合物（ＰＦＡＳ）は、その性質から様々な用途に使用されてきたが、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約においてその一つであるＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳが規制対象とされたほか、令和５年 12 月には国際がん研究機関（ＩＡＲＣ）が発がん性分類においてＰＦＯＳの分類をグループ２B（ヒトに対して発がん性がある可能性がある）に、ＰＦＯＡの分類をグループ１（ヒトに対して発がん性がある）に位置付けるなど、環境や食物連鎖を通じて人の健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されている。

国では、昨年 12 月に全国の水道におけるＰＦＯＳ及びＰＦＯＡに関する調査結果をとりまとめ、公表したほか、令和７年６月 30 日に省令等を改正し、令和８年４月からＰＦＯＳ及びＰＦＯＡを水道法における「水質基準」に引き上げ、水道事業者等に定期的な水質検査の実施や濃度が基準を超えた場合の改善を義務付けることとした。

一方、ＰＦＡＳの健康影響に関する科学的知見や存在状況、分析方法及び対策技術の情報等は未だ十分とはいえないことから、国民の健康影響等への不安を払拭するには至っていない。

また、米国では昨年４月に飲料水中のＰＦＯＳとＰＦＯＡなどについて、日本の水道水における暫定目標値を大幅に下回る規制値が定められたと承知している。

こうしたことを踏まえ、以下の取組により、国の責任においてＰＦＡＳ対策の更なる充実・強化を図ること。

（１）公共用水域・地下水の水質調査や浄水場への高度浄水処理設備の設置など地方公共団体等が行う取組に対し、十分な財政措置や技術的支援を講ずること。

（２）引き続き国内外の健康影響に関する知見の集約に努めるとともに、血中濃度と健康影響の関係性の研究を推進するなど、人への影響を早急に明らかにし、得られた知見について、速やかに情報提供すること。

（３）水道水、公共用水域及び地下水に係る調査結果の一体的な解析・研究を進め、環境中の挙動を解明するとともに、健康への影響に係る知見に応じた公共用水域及び地下水に係る評価指標の取扱いを早急に確立すること。

（４）水道水や環境中で PFOS 及び PFOA による汚染が発見された場合における排出源特定のための調査や汚染の拡散防止策、水道水における浄水過程での効率的な除去方法、浄水処理によって生じたＰＦＯＳ及びＰＦＯＡが含まれる廃棄物の適切な処理方法等について、具体的な方法を早急に示すこと。

（５）土壌汚染の状況を踏まえ、土壌に係る評価指標及び土壌汚染対策（未然防止及び浄化対策）の検討を進めること。また、令和５年７月に示された土壌中のＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ及びＰＦＨｘＳの暫定測定方法の精度の検証等を引き続き行った上で、測定方法を確立すること。

（６）地方公共団体が実施する調査において公共用水域や地下水の ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡによる汚染が人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれが確認された場合において、その周辺の事業場・工場の設置者や土地所有者等（以下「事業場の設置者等」という。）が、排出源特定のために国や地方公共団体が行う調査に協力する制度を構築すること。さらに、排出源であった場合に、事業場の設置者等が浄化対策やばく露防止対策を行う制度の構築を検討すること。また、事業場の設置者等が実施する地下水等の調査において、汚染が確認された場合に地方公共団体への迅速な報告を促す制度の構築を検討すること。

（７）地方公共団体が実施する排出源の特定調査において、排出源の候補として米軍関連施設が考えられる場合には、日本政府として米国側に必要な情報開示を強く求めるなど、調査に協力すること。

（８）ＰＦＡＳの農畜水産物への蓄積の状況とメカニズム及びそれを介した人への影響を早急に明らかにし、必要な対策を講じること。また、調査に関連する情報の発表に際しては、農畜水産物に対する過度な不安や風評被害が生じないよう、十分に配慮すること。

（９）泡消火薬剤が設置されている設備の点検を強化させるなど漏出事故の防止に向けた取組を進めるとともに、消火器・泡消火薬剤等の交換に要する費用支援制度を創設することなど、ＰＦＯＳ等による環境汚染を未然に防止する取組を加速すること。

５　大気環境保全対策の推進について

（１）ＰＭ２．５対策

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）については、生成メカニズム等の高度な解析による総合的かつ広域的な対策、越境大気汚染に対する技術協力の強化、常時監視体制の整備のための都道府県の負担についての必要な支援、疫学的知見の収集、国民に対する幅広い情報発信といった対策を着実に実施し、国民の健康への不安の解消を図ること。

また、大陸からの黄砂の飛来や火山の噴火などによる広域的なＰＭ２．５濃度の上昇に対しては、地方公共団体が個々に注意喚起を行うのではなく、国が気象情報とともに国民に情報提供を行うよう、「注意喚起のための暫定的な指針」の見直しを行うこと。

（２）光化学オキシダント対策

光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響などが示唆されていることから、地方公共団体の試験研究機関や大学などとの連携を強化し、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野

に入れた対策を早急に講ずること。

（３）自動車排出ガス対策、給油所対策

自動車ＮＯx・ＰＭ法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を継続するとともに、光化学オキシダントや微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の原因物質の一つとされる自動車燃料蒸発ガスの低減については、給油所側での対策が着実に進むよう「大気環境配慮型ＳＳ認定制度」の普及拡大など、財政支援を含め必要な措置を講ずること。特に、都心部に多く設置されている懸垂式の給油機について、燃料蒸発ガスの回収に対応する機器の導入を促進するため、メーカーに更なる技術開発を促すなど必要な措置を講じること。

６　アスベスト対策の推進について

今後、アスベストが使用された可能性のある建築物の大量解体が見込まれている中、令和３年４月の改正大気汚染防止法の施行に伴うレベル３のアスベスト含有建材の規制対象への追加により、立入検査等を行う都道府県の役割は一層大きくなっている。そのため、「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進を図るとともに、以下の対策により、国の責任においてアスベスト対策の更なる充実・強化を図ること。

（１）アスベスト対策を専門とする人材の一層の育成・確保を図ること。特に、建築物石綿含有建材調査者の育成については、関係省庁と連携を図り推進するとともに、建築物石綿含有建材調査者等による事前調査の実施が令和５年 10 月１日から義務付けられたこと、また、工作物についても令和８年１月１日から義務付けられることを広く周知すること。

（２）地方公共団体に対して、石綿漏えい監視等に関する技術講習会等の実施に要する費用に対する十分な財政措置を講ずること。また、石綿事前調査結果の確認に要する職員の人件費や、石綿含有建材の分析体制の整備など立入検査に要する経費に対しても十分な財政措置を講じること。

（３）事前調査結果報告システムは令和７年３月 17 日に改修版がリリースされたが、一部地方公共団体の意見を十分に反映したものとはなっていないため、地方公共団体や事業者の意見を十分に反映し、使いやすいシステムに改修すること。

（４）災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策については、能登半島地震等、近年の大規模災害時における課題を踏まえ、迅速に実施できる体制が構築されるよう、地方公共団体への支援を行うこと。

（５）建築物等の吹付材以外も含めたアスベストの有無についての事前調査やその除去等を促進するため、建築物の所有者等に対する助成制度を創設すること。また、事前調査方法について、必要な設計図書等がない場合も、事業者が的確に事前調査を実施できるよう、具体的かつ現実的な方法を示すこと。

（６）中皮腫などの石綿による健康被害については、発症まで 40 年程の期間があるとされていることから、令和２年に改正された大気汚染防止法に基づく取組の効果は短期間では現れにくいものと考えられる。

このため、「アスベスト問題に係る総合対策」における国民の不安への対応の観点から、改正大気汚染防止法の施行により期待される効果を合理的に説明できるよう都道府県等に情報提供を行うとともに、中・長期的な視点で改正法の遵守の重要性とその期待される効果について、国民への丁寧な周知を行うこと。

また、他法令における石綿対策に係る情報についても整理し、分かりやすく国民や事業者に周知すること。

（７）石綿健康被害救済制度の充実を図るとともに、中皮腫などアスベスト関連疾患の診断や治療法確立に向けた研究・開発を推進すること。この際、制度の見直しが生じた場合は地方公共団体に費用負担を求めないこと。

（８）アスベスト対策の推進に当たっては、石綿障害予防規則、大気汚染防止法、建設リサイクル法、廃棄物処理法等を所管する各省庁で連携を図り、縦割りの弊害のない仕組みとすること。